

各社会福祉施設・事業所長 様

長崎県社会福祉協議会
会長 濱本 磨毅穂
(公印省略)

令和6年度 長崎県社会福祉協議会会長被表彰候補者の推薦について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本会事業の推進につきましては、日頃より格別のご高配を賜り深謝申し上げます。

さて、今年度も、本会表彰規程に基づく表彰を実施いたします。

つきましては、業務ご多忙の折、誠に恐縮に存じますが、下記事項にご留意のうえ、貴施設・事業所に**下記1に該当する役職員の方が**いらっしゃいましたら、ご推薦方についてご配慮賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 表彰対象

本会ホームページ内「新着情報」に掲載している「長崎県社会福祉協議会会長表彰」表彰規程第3条第1項第1号、同条第2項・第3項及び裏面の「令和6年度 長崎県社会福祉協議会会長表彰推薦にあたってのご案内」をご確認のうえ、対象となる方をご推薦ください。

推薦書様式を一部変更しております。必ず上記特設ページよりダウンロードした令和6年度用を使用してください(独自作成の様式での推薦は受付できかねます)。

なお、推薦の際は、上記 Excel データ及び取りまとめ用紙をメール添付でご提出いただきますよう併せてお願いいたします(郵送は不要です)。

2. 推薦書の提出先 長崎県社会福祉協議会会長

3. 提出期限 令和6年7月1日(月)(必着)

4. その他

ご推薦いただいた被推薦者につきましては、本会において審査のうえ表彰を決定し、決定通知及び表彰式についてのご案内を貴施設・事業所宛送付いたします。

なお、従来表彰式典を行っていましたが、受賞者に移動時間・移動経費の負担を強いることや感染症リスクの観点から見直しを行い、本会ホームページ内で受賞者をその活動とともにご紹介することといたしました。令和5年度の受賞者紹介ページをご参照ください。

<https://sub.nagasaki-pref-shakyo.jp/awards/r05/>

5. 提出・問い合わせ先

〒852-8555 長崎市茂里町 3-24

長崎県社会福祉協議会 総務企画課(担当:米田、山口)

TEL:095-846-8600 E-mail:kikaku@nagasaki-pref-shakyo.jp

【令和6年度 長崎県社協会長表彰 推薦にあたってのご案内(施設・事業所役職員版)】

必ず、本会ホームページ内「新着情報」に掲載の「長崎県社会福祉協議会会長表彰」推薦にあたってのご案内もご確認ください。

1. 基準日

- ①令和6年4月1日時点で現職であること。
- ②令和6年4月1日時点で、下記在職期間要件を満たすこと。

2. 被表彰対象者及び推薦者、在職期間要件、推薦様式

対象条項	対象者	推薦者	在職期間要件	様式
第3条第1項第1号	社会福祉施設、社会福祉団体等の役職員	被推薦者の所属する施設・団体の長	15年以上	第1号

※推薦者は直接、長崎県社会福祉協議会宛に推薦書をご提出ください。

3. 在職期間の算定方法

- ①在職期間が中断されている場合は、通算してください。
- ②非常勤職員の場合は、次の算定方式によります。

$$\text{在職年数} \times \frac{\text{非常勤職員の一月または一週間の勤務日数}}{\text{常勤職員の一月または一週間の勤務日数}}$$

- ③休職、休暇期間の取り扱いについては、次のとおりです。

*産前・産後休暇、育児休業、所属の就業規則で認められたその他の休業・休暇
→○在職期間に含めます。

*私的な事由による休職
→×在職期間に含めません

4. 重複表彰について

- ①原則として、一度本会会長表彰を受けた方は、重複して受賞することはできません。
- ②ただし、規程第3条第1項の別号に定める分野であれば、再度表彰を受けることができます。

【例1】民生委員として既に受賞し、特別養護老人ホームで15年勤務している場合

→民生委員は民生委員・児童委員功労(第3条第1項第2号)、特別養護老人ホームの勤務は施設職員功労(第3条第1項第1号)、となるため、別分野の受賞であり、2回目を受賞することができます。

5. その他

該当となるか不明な場合につきましては、あらかじめ長崎県社会福祉協議会へお尋ねください。

ご推薦いただいた被推薦者につきましては、長崎県社会福祉協議会において審査のうえ表彰を決定し、決定通知等についてのご案内を推薦者様宛に送付させていただきます。